

## 壱岐市農業委員会定例会（令和6年12月）

### 議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日（金）午後4時  
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室  
3. 出席委員 ・・・農業委員会長 外 農業委員 18名  
4. 欠席委員 ・・・番・・・委員、  
5. 事務局職員 事務局長 ・・・ 事務局長補佐 ・・・ 主事 ・・・  
6. 議事日程

第1. 議事録署名委員の指名 ・・・番 ・・・委員 ・・・番 ・・・委員  
第2. 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第58号 非農地証明願について  
議案第59号 壱岐市農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見  
について  
議案第60号 壱岐市農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する  
意見について  
議案第61号 令和6年度農用地利用集積計画の承認について（第5回）  
議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請による貸借の解除に  
について  
議案第63号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(出し手から農地中間管理機構) (案)の要請について  
議案第64号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(農地中間管理機構から受け手) (案)の要請について

### 7. その他

事務局 皆さんこんにちは。

それでは、ご案内の時間前であります、只今より令和6年12月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、・・・番・・・委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

本日の議案について、追加が3件ありますので、後ほどご説明します。

それでは、総会日程2の「会長挨拶」を・・・会長にお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名人ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名人は、・・番・・委員、・・番・・委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。なお、本日の会議書記には事務局、浦川主事を指名します。

それでは、議事日程第2の議案第56号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、1頁をお願い致します。議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が、1件あがっております。受け手は、個人でありますので、「農地所有適格法人以外の法人」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではないので、「信託要件」の適用もありません。

それから、1件の売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、いうような3つの内容を審議して頂くことになります。

#### 58番 土地の所在

芦辺町国分川迎触 かみむろ 字上室 ・・・番・ 地目 畑 面積 1142m<sup>2</sup>

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

経営地面積は0m<sup>2</sup>です。

#### 申請理由

譲渡人 島外在住で管理ができないため、譲受人へ売り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により買い受けて農業経営を開始する、ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります、経営状況は果樹等の作付けです。

農機具は、軽トラックがリース、草刈機は所有しております。

農作業歴は本人0年です。通作距離については、5m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」は、年間通じての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、果樹や玉ねぎ、にんじん等の野菜作付けでありますので、周辺への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月17日に・・委員さんと譲受人との立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。・・です。

事務局の説明の通り、12月17日に現地確認を致しました。

譲渡人の・さんは、福岡県那珂川市にお住まいでありまして、相続を受けましたが、帰郷することもないということで、・・さんに売却するものです。・・さんから現地を詳しく教えていただき、農業を始めるここと対しての意欲を感じました。

何ら問題はないかと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第56号58番は決定します。

続きまして、議案第57号「農地法第5条の規定による認可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2頁お願いします。

議案第57号「農地法第5条の規定による認可申請について」農地転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

・・番 土地の所在

・・・・・・・・

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在両親と同居していますが、結婚し現在の居宅では、手狭となるため、父所有の申請地を借受けて自己の居宅を建設したいので申請します、というものです。

権利の設定内容は、使用貸借です。

農振地域外の農地で農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、6頁から8頁です。

12月17日に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通りに12月17日に現地確認を行いました。

・・さんは、現在親と同居しているが、手狭であるため父所有の農地を借り受けて自己の居宅を建築したいという事であります。

下水道に接続する予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号19番は、意見を付

して進達します。続きまして、20番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁お願いします。

20番 土地の所在

郷ノ浦町渡良西触 字浜ノ坂 ・・・番・ 地目 田 面積 1718m<sup>2</sup>

転用目的 簡易宿泊施設

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由

現在飲食店を営んでいますが、新規事業として、申請地に簡易宿泊施設の開業を検討しており、申請地を買い受け、簡易宿泊施設を建築したいので、申請しますというものです。

農用地区域除外は、県の同意を得て、令和6年10月10日に完了しております。権利の設定内容は、売買です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、9頁から11頁です。令和6年6月25日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願いします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 本件は会長の担当地区ですので、隣接の・・・地区担当の・・が補足説明致します。事務局の説明の通り昨年6月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号20番は、意見を付して進達します。続きまして、21番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁お願いします。

21番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字加納 ・・・番・ 地目 畑 面積 739m<sup>2</sup>

転用目的 農業用施設用地

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在、曾祖父と共同で肉用牛農経営を行っていますが、経営規模拡大に伴い、現在の牛舎に隣接する申請地に新たに牛舎を建築したいので、申請します、というものです。

権利の設定内容は、使用貸借です。

農振地域外の農地で農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産

性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、12頁から14頁です。

12月17日に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 はい、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明のとおり、12月17日に現地確認を行いました。

・・・・・さんは、曾祖父の農地を借りて経営規模拡大し、新たに牛舎の建築をしたいということあります。現在15頭飼っており、増頭をしたいとのことです。周辺とは十分距離がありますので、何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号21番は、意見を付して進達します。続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい、3頁お願ひします。

22番 土地の所在

郷ノ浦町若松触 字双六 ・・・・番・ 地目 畑 面積 499m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在3世帯で同居しているが、居宅が手狭になっていますので、父より申請地を譲り受けて、自己の居宅を建築したいので、申請します、というものです。

権利の設定内容は、贈与です。

農振地域外の農地で農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、15頁から17頁です。

12月17日に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通りに12月17日に現地確認を行いました。

・・さんは、現在3世帯同居で手狭であるため父所有の農地を譲り受けて自己の居宅を建築したいという事であります。

合併浄化槽も設置する予定で、周辺農地への影響はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号22番は、意見を付して進達します。続きまして、23番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁お願ひします。

23番 土地の所在

芦辺町諸吉仲触 字麻ノ木 <sup>あさのき</sup> ・・・番・ 地目 畑 面積 436m<sup>2</sup>

転用目的 一般個人住宅

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在単身赴任をしており、島外で仕事をしておりますが、来年帰島するに当たり、申請地を買受けて家族と生活する居宅を建設したいので、申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農用地区域除外は、県の同意を得て、令和6年6月19日に完了しております。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、18頁から20頁です。令和6年2月25日の農振地域除外時に・・委員さんと申請人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り今年2月定例の折に農振除外申請につきまして、ご承認を頂きました案件であります。

電話で確認しました所、転用の許可が下り次第、計画通りに進めて行くという事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号23番は、意見を付して進達します。続きまして、24番の説明を求めます。

事務局 はい、4頁お願ひします。

24番 土地の所在

芦辺町箱崎大左右触 字吹坂 <sup>ふきさか</sup> ・・・番・ 地目 田 100m<sup>2</sup>

同じく ・・・番・ 地目 田 624m<sup>2</sup>

転用目的 ・・・番・ 進入路

・・・番・ 車庫兼社宅兼駐車場

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 申請地に進入路及び車庫兼社宅兼駐車場を建設したいので、申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

この案件は、違反転用でありまして、4月19日に・・委員さんと現地確認を行い、4月の定例会においてご審議いただき、県より5月13日付で追認許可相当として、判断しましたという通知が来ております。位置図、写真、配置図は、21頁から24頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 担当の植村です。

事務局の説明の通り、この案件は、4月の定例会で違反転用許可相当としてやむを得ないという事でご承認頂いております。

今回、正式に農地法第5条の許可をもらいたいという事であります。

皆様方のご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号24番は、意見を付して進達します。続きまして、25番の説明を求めます。

事務局 はい、5頁お願ひします。

25番 土地の所在

石田町石田西触 字西間 <sup>さいま</sup> ・・・番・ 地目 畑 面積 103m<sup>2</sup>

転用目的 進入路

譲渡人 ・・・・・・・・

譲受人 ・・・・・・・・

申請理由 現在隣接する原野に居宅を建設する計画をしており、原野への進入路がないため、申請地を買受けて進入路を整備したいので、申請します、というものです。

権利の設定内容は、売買です。

農振地域外の農地で農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断しております。

位置図、写真、配置図は、25頁から27頁です。

12月17日に・・委員さんと申請人の立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 はい、皆さんこんにちは。・・です。

・・委員の担当区域ですが、都合により、本日欠席するということで、代わり

に私が現地立会いしましたので補足説明させていただきます。

原野を購入して、居宅を建設する予定ですが、進入路がないため農地の一部を分筆し購入するということです。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明ですが、どなたかご質疑ございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第57号25番は、意見を付して進達します。続きまして、議案58号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明を求める。

事務局 はい、28頁をお願い致します。議案第58号5番の「非農地証明願について」、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

5番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触 字辻・・・番 台帳地目 畑 現況 資材置場 608m<sup>2</sup>

同上 ・・・番 台帳地目 畑 現況 資材置場 444m<sup>2</sup>

転用目的 資材置場

申請人、・・・・・・

申請理由 願出地は、平成6年頃より建設会社の資材置場として整備した現在に至っている、ということでありまして、非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は29頁から30頁です。

12月16日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

只今、事務局から説明があった通り12月16日に現地確認を行いました。

平成6年頃から、30年ほど資材置場として利用されてありますが、今まで何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第58号5番は、決定します。

続きまして、6番の説明をお願いします。

事務局 はい、28頁をお願い致します。

6番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字牧田・・・番・ 台帳地目 田 現況 宅地 636m<sup>2</sup>

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・

申請理由 願出地は、平成15年頃より宅地として整備したものであり、現在に至っている、ということでありまして、非農地化から20年以上経過している、というものです。位置図、現況写真は31頁から32頁です。

12月17日に・・委員さんと申請人の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局から説明があった通り 12月17日に現地確認を行いました。

平成15年頃から、20年以上宅地として利用されてありますが、今まで何ら問題はなかったという事です。皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第58号6番は、決定します。

続きまして、議案第59号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、33頁をお願いします。

議案第59号「壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

13番 土地の所在、

郷ノ浦町柳田触 字蛭ノ元 ・・・番 地目 田 面積 500m<sup>2</sup>

除外目的、資材置場

申請人、・・・・・・・・・

申請理由、

申請地を資材置場用地として整備したいので農用地区域の除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は34頁から36頁です。

12月16日に・・委員さんと申請人より委任された行政書士の立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・番 ・・委員。

・・委員 皆さん、こんにちは。担当の・・です。

事務局の説明の通り、12月16日に現地確認を致しました。

申請者の・・・・・・さんは、現在使用している資材置き場が狭いため、新たに資材置き場を整備したいという事で農用地区域の除外申請を行いたいという事であります。特に周辺農地への影響はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第59号13番は、決定します。続きまして、議案第60号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、37頁をお願いします。

議案第60号「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見に

ついて」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、

石田町池田仲触 字柏木 ・・・番・の一部 地目 田 面積 2335m<sup>2</sup>のうち195m<sup>2</sup>

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

この案件は、違反転用でありまして、6月19日に・・委員さんと現地確認を行い、6月の定例会においてご審議いただき、県より7月10日付で追認許可相当として、判断しましたという通知が来ております。位置図、写真、配置図は、38頁から40頁です。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、補足説明がございましたらお願ひします。

・・委員 はい。

議長 はい、・・番 ・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。担当の・・です。

・・さんは、申請地に農業用倉庫等にかかる農用地区域の用途区分の変更を行いたいという事であります。何ら問題はないかと思いますが、皆さんのご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第60号1番は、決定します。

続きまして、議案第61号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について(第5回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第61号「令和6年度農用地利用集積計画の承認について」今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求められております。

当初配付した議案の165番の・・・・さんについて、流動化契約の申請があり議案にあげましたが、定例会にかける前に死亡が発覚したため、今回の契約から削除します。

今後新しい相続人と話をしてから申請していただくことになります。早かつたら3月になります。

これにより利用権設定の変更がありまして、件数50件が49件、借り手の30人が、29人、貸し手の47人が46人となります。田の110筆が109筆、119,211m<sup>2</sup>が117,760m<sup>2</sup>、畑が44筆で53,462m<sup>2</sup>、合計の154筆が153筆で172,673m<sup>2</sup>が171,222m<sup>2</sup>となります。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。

内容につきましては、42頁から46頁に掲載を致しておりますので、よろしくお願ひします。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 この件につきましては、事務局が申しますように皆さん方のご承認を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第61号は、決定します。

続きまして、追加議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請による貸借の解除について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案の1頁の第62号をお願いします。

「農地法第3条の規定による許可申請による貸借の解除について」農地法第3条の規定による農地の移転につき、次のとおり許可申請による貸借の解除が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

1番 土地の所在

石田町筒城東触 字瀧ノ下 ・・・・番・ 地目 田 面積 650m<sup>2</sup>

貸付人 ・・・・・・・・

借受人 ・・・・・・・・

経営地面積は田が14, 617m<sup>2</sup>、畑が9, 375m<sup>2</sup>、計23, 992m<sup>2</sup>です。

申請理由

貸付人 農地中間管理機構へ借り換えを行う。

借受人 農地中間管理機構へ借り換えを行う。ということです。

権利の設定内容は、使用貸借権の解除です。

3条の契約期間は、平成29年2月1日から令和7年2月9日までとなります。

貸し借りの時に議案として上げており、農地法第3条による貸借になるのですが、現在、それを結んでいて、途中農地中間管理機構による貸借に変更するということで今回3条の解除の申請をするものであるので、特に問題はないと判断されます。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明ですが、どなたかご質疑はございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第62号1番は、決定します。

続きまして、追加議案の議案第63号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」と議案第64号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」は、関連がありますので、一括上程したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案の第63号と議案第64号は一括して説明させて頂きます。

はい、本日配付しました。追加議案2頁をお願い致します。

議案第63号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり市から提出された農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。

3頁から11頁をご覧ください。令和6年12月農業委員会 農地中間管理事

業における農用地利用集積等促進計画についてはこの一覧表のとおりであります。

また、2頁をご覧いただきますと長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃貸借権設定について、10年間の田の新規が3筆で2,273m<sup>2</sup>、更新が2筆で1,952m<sup>2</sup>、賃貸借権設定の合計が4,225m<sup>2</sup>で、使用貸借権設定については、10年間の田の新規が150筆で144,067m<sup>2</sup>、更新が30筆で28,559m<sup>2</sup>、計が180筆で172,626m<sup>2</sup>、畑の新規が10筆で10,244m<sup>2</sup>、更新が9筆で19,274m<sup>2</sup>、計が29,518m<sup>2</sup>であり、使用貸借権設定の合計が202,144m<sup>2</sup>であります。

続きまして、12頁をお願い致します。議案第64号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、市から提出された農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)を定めるよう要請することの可否について判断を求めるものです。13頁から21頁の令和6年12月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画については一覧表のとおりであります、再度12頁をご覧いただきますと、計画につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、集積計画表は、議案第63号で説明したとおりであります。

この計画につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第63号の農用地利用集積等促進計画(出し手から農地中間管理機構)の公告と、議案第64号の農用地利用集積等促進計画(農地中間管理機構から受け手)の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地集積等促進計画を定めて、県知事が促進計画を、公告することによりまして、農地中間管理機構が借り手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、これにつきましては、法に則って行いますので皆様方の意見を求めることがあります。何かございませんか。【異議なしの声あり】それでは、ご異議がないようですので、議案第63号と議案第64号は原案のとおり決定し、その旨回答します。

続きまして、その他の件をお願いします。

樺尾委員 農地の流動化が今年度で完了しますが、5年後の終了通知は、農業委員会としては、どうされますか。中間管理機構への移行は。

事務局 期間満了となったら、完了通知を出します。中間管理機構への移行は、チラシを出します。やり方は、例えば用紙を入れとて、農林課に提出していただく方法が出来ればよいと考えております。

今でも中間管理機構を推進するためにチラシを入れております。

樺尾委員 流動化完了通知のなかに、中間管理機構への移行の流れを書いていただければ

よいのですが。

事務局 それは、書いています。ただ2ヶ月前ぐらいになります。議案に上げなければ  
ならないので。今あげているように同じような感じでですね。

樺尾委員 それは、農業委員押印はしなくていいのですか。

事務局 今のところはですね。ただよその市町では、印鑑欄を作つてやつてあるところ  
もありますので、今後どうするか農林課との調整となります。・・市は、農業委  
員と推進委員、両方とも印鑑を押してあります。うちは、中間管理の方はしてな  
いですけど、一本になるので早いうちに、早かつたら4月、年明け出すようにな  
るので作成しないといけない。

事務局 事務局からのその他の件ですが、

- ① 1月の定例会の日程 → 令和7年1月24日(金)午前9時～
- ② 18時から島来荘で忘年会ですので、出席お願いします。
- ③ 農業会議の・・さまより、全国農業新聞等の説明があります。

議長 他に皆さん方から何かありましたら。ございませんでしょうか。それでは、皆  
さん方から意見もないようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂  
きたいと思いますが、よろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でした。